

平成 28 年 4 月 26 日

法人インターネットバンキングご契約者 様

秋田信用金庫

法人インターネットバンキングの被害補償の開始および利用規定の一部改正について

平素は当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に法人および個人のインターネットバンキング取引に係る預金等の不正な払出しによる被害が依然発生している現状を鑑み、今般、法人契約者について被害補償額等の取扱いを開始いたしました。

被害補償の詳細につきましては、「あきしん法人インターネットバンキングの不正な払出し被害の補償規定」を確認頂きますようお願い申し上げます。

また、今般の被害補償規定の制定に伴い、「あきしん法人インターネットバンキング利用規定」を一部改正致しましたので、併せて確認頂きますようお願い申し上げます。

当金庫は、今後ともお客様にご安心してご利用いただけますよう法人インターネットバンキングのセキュリティ強化およびサービス充実に努めてまいりますのでよろしくようお願い申し上げます。

あきしん法人インターネットバンキングの被害補償概要

1.補償開始日

平成 28 年 5 月 1 日

2.補償対象

あきしん法人インターネットバンキングを契約されている法人のお客様

3.補償対象となる被害

第三者が、契約者 ID（利用者番号）、利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等または電子証明者書の盗取等により行われた不正な資金移動

4.補償限度額

1 契約（1 法人あたり）につき年間 10,000 千円

5.被害補償の条件

(1) 補償の要件

- ①ご契約先が、不正な資金移動等の被害に気付いた後、当金庫に速やかに通知いただいていること。
- ②当金庫の調査に対し、ご契約先から十分な説明が行われていること。
- ③ご契約先が不正な資金移動等の被害に気付いた後、速やかに警察署に被害を届けて、警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。
- ④ご契約先が当金庫の依頼により、振込先金融機関に対して組戻し請求手続きを行っていること。
- ⑤次に定めるセキュリティ対策を講じていること。
 - ア. 端末に関し、基本ソフト（OS）やブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。
 - イ. 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行わないこと。
 - ウ. 端末にセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新した上で稼働していること。
 - エ. 端末の盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外による端末の操作をおこなわせないこと。
 - オ. 端末を第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。
 - カ. パスワード等を厳格に管理し、定期的にこれを更新すること。
 - キ. 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行わないこと。
 - ク. 振込・振替依頼の受付結果など当金庫が契約先の登録アドレスに宛てて送信した電子メールを受信し、この内容を確認していること。
 - ケ. 登録したアドレスが変更となった場合は、速やかに変更登録を行うものとし、また、当金庫が送信するメールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講じていること。
 - コ. 端末の改造等（システムファイルの改変等）を行わないこと。

(2) 補償しない場合

- ①不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意・無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア. ご契約先が法人および個人事業主の場合は、契約者の従業員等の関係者の犯行または契約者の従業員等関係者が加担した不正な取引である場合
 - イ. ご契約者が個人事業主の場合は、契約先の配偶者・二親等以内の親族・同居の

- 親族・その他の同居人、または家事使用人による不正な取引である場合
 - ウ. 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
 - エ. ご契約先が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合

(3) 原則として補償の対象とならない場合

- ①ご契約先が、正当な理由なく、他人にパスワード等を公開し、あるいは安易にハードウェアトークン等を渡した場合
- ②ご契約先が端末を盗難・紛失した場合、パスワード等を端末に保存していた場合など、パスワード等を他人に容易に奪われる状態に置いていた場合
- ③当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、ご契約先が注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙されるなど、不用意にパスワード等を入力した場合
- ④当金庫が指定した正規な手順で電子証明書を利用していない場合
- ⑤セキュリティ対策ソフトを利用していない場合
- ⑥その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合

(4) 補償を減額する場合

- ①当金庫が指定する推奨環境で利用していない場合
 - ②当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、フィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等の本人確認情報を入力した場合
 - ③その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合
- * ご契約先の利用環境やセキュリティ対策の対応状況および過失内容等を十分検証した上で、補償の減額等を検討いたします。

以上

<p>お問い合わせ先 秋田信用金庫 事務部 担当 越中・藤島 電話番号 018-867-8706 受付時間：平日 9：00～17：00</p>
